

6月は「男女雇用機会均等月間」
6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

男女雇用機会均等月間

活き活きと働く女性が企業の宝

～さあ磨こう！～

輝く女性の潜在力

毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場での男女均等について、労使をはじめ社会一般の認識と理解を深めることを目指しています。内閣府では「ポジティブ・アクション」「ワークライフバランス」などのプロジェクトを通じて、男女雇用機会均等を推進しています。

※ポジティブ・アクションとは：

「我社は男女と同じ取扱いをしている」と思っているが、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、不当な差が男女社員の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

※ワークライフバランスとは：

「仕事と生活の調和」のことで、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて



も、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを目指しています。

男女共同参画週間

毎年6月23日～29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じて男女参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

平成27年度のキャッチフレーズは「地域力×女性力＝無限大の未来」私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に見つめなおしてみませんか？

■問い合わせ

総合政策課

男女参画・市民活動推進係

☎75-2116

～あなたは大丈夫？まずは相談を！～ DVに関する相談ができます

■問い合わせ 総合政策課 男女参画・市民活動推進係 ☎75-2116

誰にも相談できずに、自分ひとりで悩んだり、困ったりしていませんか？自分の近くに、悩んだり、困ったりしている人はいませんか？こんなことで…、このぐらいで…などと思わずに、まずはご相談ください。

DV(ドメスティックバイオレンス)ってなに？

自由がない・怖い・さからえない状態です。(対等な間柄でのケンカではありません)

- 身体的暴力**…殴る、蹴る、引きずりまわす、物をなげつけるなど
- 精神的暴力**…大声でどなる、ののしる、おどす、長時間無視するなど
- 性的暴力**…性行為を強要する、避妊に協力しないなど
- 社会的暴力**…相手への行動の制限、友人に会わせない、束縛するなど
- 経済的暴力**…生活費を渡さない、働きに行かせない、借金や浪費をするなど
- 子どもを巻き込む暴力**
…子どもの前で暴力をふるう、子どもに悪口をふきこむなど

—男性のための電話相談—

【佐賀県DV総合対策センター（アバンセ内）】

男性のあらゆる悩みを、男性の臨床心理士が電話で相談をお受けします。

■相談日 毎月第2・第3・第4木曜日 19時～21時
男性総合相談専用番号 ☎26-0020

市町巡回相談を行っています

佐賀県DV総合センター相談員が毎月1回（多久市は第3水曜日）、相談に応じます。

まずは、多久市相談窓口【市民生活課☎75-6117】へ問い合わせください。（相談は無料で安全な場所で行います。秘密は厳守されます。）

多久市では相談しにくいと思われる人は、他機関の窓口を利用することもできます。

○配偶者暴力相談支援センター（アバンセ内） ☎26-0018
火～土／9時～21時 日・祝日／9時～16時30分
月／休み（月曜が祝日の場合はその翌日）

○警察
緊急時『110』または最寄りの警察署・小城警察署 ☎75-3141

○警察相談室 ☎26-9110
レディーステレフォン県警本部 ☎28-4187

○法務局 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

○被害者支援ネットワーク佐賀VOISS（ボイス）
☎33-2110 月～金／10時～17時
✉voiss@f3.dion.ne.jp